

# 新見市新型インフルエンザ等対策行動計画

## 【改訂版】

令和8年(2026年)6月

新見市

## 【目次】

|                                           |    |
|-------------------------------------------|----|
| 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画.....           | 1  |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等 .....           | 1  |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 .....            | 1  |
| 第2章 市行動計画の策定と感染症危機対応 .....                | 3  |
| 第1節 市行動計画の策定及び改定 .....                    | 3  |
| 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 .....       | 4  |
| 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等 ..... | 4  |
| 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 .....         | 4  |
| 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方 .....            | 5  |
| 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ .....             | 6  |
| 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項 .....            | 8  |
| 第5節 対策推進のための役割分担 .....                    | 10 |
| 第6節 新型インフルエンザ等対策項目 .....                  | 13 |
| 第7節 市行動計画の実効性を確保するための取組等 .....            | 16 |
| 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 .....      | 17 |
| 第1章 実施体制 .....                            | 17 |
| 第1節 準備期 .....                             | 17 |
| 第2節 初動期 .....                             | 18 |
| 第3節 対応期 .....                             | 19 |
| 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....            | 21 |
| 第1節 準備期 .....                             | 21 |
| 第2節 初動期 .....                             | 23 |
| 第3節 対応期 .....                             | 24 |
| 第3章 まん延防止 .....                           | 24 |
| 第1節 準備期 .....                             | 24 |
| 第2節 初動期 .....                             | 25 |
| 第3節 対応期 .....                             | 25 |
| 第4章 ワクチン .....                            | 26 |
| 第1節 準備期 .....                             | 26 |
| 第2節 初動期 .....                             | 30 |
| 第3節 対応期 .....                             | 31 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 第5章 保健.....                | 34 |
| 第1節 準備期.....               | 34 |
| 第2節 初動期 .....              | 35 |
| 第3節 対応期 .....              | 35 |
| 第6章 物資.....                | 36 |
| 第1節 準備期.....               | 36 |
| 第2節 初動期 .....              | 37 |
| 第3節 対応期 .....              | 37 |
| 第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保 ..... | 38 |
| 第1節 準備期.....               | 38 |
| 第2節 初動期 .....              | 39 |
| 第3節 対応期 .....              | 40 |

## 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

### 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現するものであり、およそ10年から40年の周期で発生している。大半の人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等により大半の人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、感染性<sup>1</sup>が高く社会的影響の大きいものが発生する可能性がある。これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性<sup>2</sup>が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小とするために、国、県、市町村、指定(地方)公共機関、事業者等の責務や、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置(以下「まん延防止等重点措置」という。)、新型インフルエンザ等緊急事態措置(以下「緊急事態措置」という。)等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

---

<sup>1</sup>「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される

<sup>2</sup>「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される

特措法の対象となる新型インフルエンザ等<sup>3</sup>は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、次のとおりである。

①新型インフルエンザ等感染症<sup>4</sup>

②指定感染症<sup>5</sup>(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

③新感染症<sup>6</sup>(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

---

<sup>3</sup>特措法第2条第1号

<sup>4</sup>感染症法第6条第7項

<sup>5</sup>感染症法第6条第8項

<sup>6</sup>感染症法第6条第9項、本行動計画における新興感染症の一つである新感染症は、「全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの」に限定していない

## 第2章 市行動計画の策定と感染症危機対応

### 第1節 市行動計画の策定及び改定

特措法が制定される以前から、国では、新型インフルエンザに係る対策に取り組んできた。平成17(2005)年に、「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画<sup>7)</sup>」に準じた「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定以降、数次の部分的な改定を行っている。

平成21(2009)年の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23(2011)年に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。併せて、新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等<sup>8)</sup>を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24(2012)年4月に、特措法が制定された。平成25(2013)年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成25(2013)年2月7日)を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)を策定した。

県では、平成17(2005)年12月に「岡山県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定以降、平成21(2009)年11月に改訂し、平成24(2012)年3月に新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の経験等を踏まえ、新型インフルエンザの流行時において、公衆衛生上の介入により感染の拡大を最小限にとどめるための具体的な対応策を定める改訂を行った。

同年4月の特措法制定により、同法第7条第1項の規定に基づき、平成25(2013)年10月に政府行動計画を踏まえ「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)に改訂し、平成30(2018)年1月に一部改訂を行った。県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。

本市においても、国、県の動きを踏まえ平成26(2014)年11月に県行動計画に基づき「新見市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という。)を策定し、平成31(2019)年4月に一部修正を行った。

なお、国は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、定期的な検討を行い、おおむね6年ごとに政府行動計画の変更を行うこととしており、市についても同様に、適時適切に市行動計画の改訂を行うものとする。

市行動計画の対象とする感染症は、政府及び県行動計画の対象とするものと同様とする。

なお、鳥インフルエンザ(鳥から人に感染したもの)は、県行動計画に基づき、県と連携して対策に取り組むものとする。

<sup>7)</sup>“WHO Global Influenza Preparedness Plan” 2005年 WHO ガイダンス文書

<sup>8)</sup>新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の検証結果は、厚生労働省において、2010年6月、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書として取りまとめられた

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある<sup>9</sup>。

#### (1)感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

#### (2)市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活及び地域経済の安定を確保する。
- ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・業務継続計画(BCP)の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

---

<sup>9</sup>特措法第1条

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症(COVID-19)<sup>10</sup>(以下「新型コロナ」という。)のパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。政府行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

県においては、科学的知見を踏まえ、一部地域への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達等の社会状況、医療提供体制等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

市行動計画においても新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組(以下「各対策項目の考え方・取組」という。)」において記載する。)

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

○発生前の段階(準備期)では、市民に対する啓発や県・企業による業務継続計画(BCP)等の策定、DXの推進や人材育成、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。

○国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、直ちに初動対応の体制に切り替える。

---

<sup>10</sup>病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるもの



○国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(対応期)では、県は、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした様々な対策を講ずることとしているため、市は県の要請に応じて適宜協力し、連携して対策を講じる。

○県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期(対応期)では、国、県、近隣市町村、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

○地域の実情等に応じて、国・県と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県が行う不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

### 第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

#### (1)有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、有事のシナリオを想定する。

その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「各対策項目の考え方・取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とする。

#### (2)感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、前述の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

##### ○初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

##### ○対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(B)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。 )。

##### ○対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(C)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることににより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「各対策項目の考え方・取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(B)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(C)を迎えることも想定される。

#### 第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づき、必要に応じて国を含めながら、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

##### (1) 基本的人権の尊重

市は県との連携のもと、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする<sup>11</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

##### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

---

<sup>11</sup>特措法第5条

### (3)関係機関相互の連携協力の確保

新見市インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部<sup>12</sup>」という。)は、政府対策本部や岡山県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部<sup>13</sup>」という。)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整<sup>14</sup>を行うよう要請する。

### (4)感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、市は県との連携のもと、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制の整備等を進めることとしている。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国や県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

### (5)記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

---

<sup>12</sup>特措法第34条

<sup>13</sup>特措法第22条

<sup>14</sup>特措法第36条第2項

## 第5節 対策推進のための役割分担

### (1)国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>15</sup>。

国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組むとともに、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>16</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める<sup>17</sup>。こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>18</sup>(以下「閣僚会議」という。)及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>19</sup>の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、新型インフルエンザ等対策推進会議(以下「推進会議」という。)等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

### (2)県、市町村の役割

県、市町村は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する<sup>20</sup>。

---

<sup>15</sup>特措法第3条第1項

<sup>16</sup>特措法第3条第2項

<sup>17</sup>特措法第3条第3項

<sup>18</sup>「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」(平成23年9月20日閣議口頭了解)に基づき開催

<sup>19</sup>「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」(平成16年3月2日関係省庁申合せ)に基づき開催

<sup>20</sup>特措法第3条第4項

## 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に關する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組において、県は、保健所を設置する市(以下「保健所設置市」という。)、感染症指定医療機関<sup>21</sup>等で構成される都道府県連携協議会<sup>22</sup>(岡山県においては、岡山県感染症対策委員会がその役割を担う。)を通じ、岡山県感染症予防計画(以下「予防計画」という。)等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

## 【市】

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

---

<sup>21</sup>感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、本県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする

<sup>22</sup>感染症法第10条の2

### (3)医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（BCP）の策定及び岡山県感染症対策委員会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

### (4)指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>23</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### (5)登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>24</sup>。

### (6)一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>25</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

---

<sup>23</sup>特措法第3条第5項

<sup>24</sup>特措法第4条第3項

<sup>25</sup>特措法第4条第1項及び第2項

## (7)市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>26</sup>。

## 第6節 新型インフルエンザ等対策の対策項目

### (1)市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ①実施体制
- ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③まん延防止
- ④ワクチン
- ⑤保健
- ⑥物資
- ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

### (2)対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。このため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

---

<sup>26</sup>特措法第4条第1項



### ①実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県と連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集を行い、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康の保護、市民生活及び地域経済への影響の最小化を図る。

### ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等や、いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等(以下「偽・誤情報」という。)が流布するおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、県、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

### ③まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

### ④ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとと

もに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。このため、市は、県と連携し、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をする必要がある。

#### ⑤保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

#### ⑥物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

このため、平時から感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握のために必要な体制を整備する。

また、個人防護具が不足する場合は、国及び県に対し必要な個人防護具の配布を行うよう要請する等の対策を講ずる。

#### ⑦市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定(地方)公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、市は、県と連携し、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第7節 市行動計画の実効性を確保するための取組等

### (1)EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保し、新型インフルエンザ等への対応をより万全にするため、新型インフルエンザ等対策の各取組をできる限り具体的かつ計画的に実施することが重要である。感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。

### (2)新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全にするための手段であり、継続して備えの体制を維持及び向上させることが不可欠である。新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。新型コロナ対応の経験を踏まえ、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

### (3)多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応でも「訓練でできないことは、実際もできない」ため、訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげることが極めて重要である。市は、県と連携し、訓練の実施や参加、点検、改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行う。

### (4)定期的なフォローアップと必要な見直し

感染症法に基づく予防計画や医療法(昭和23年法律第205号)に基づく保健医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等の新たな知見等、状況の変化に合わせて見直される政府行動計画やガイドライン等の関連文書、県行動計画に基づき市行動計画に必要な見直しを行うことが重要である。

国は、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況や対応状況、予防計画や保健医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、所要の措置を講ずることとしており、本市においても同様に適時適切に所要の措置を講ずる。

なお、国は、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、対応経験を基に政府行動計画等の見直しを行うこととしており、市も同様とする。

### 第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### 第1章 実施体制<sup>27</sup>

##### 第1節 準備期

###### (1)目的

平時から、新型インフルエンザ等の発生及びまん延防止に重点を置いた事前対応型行政として取り組むことが重要である。また、新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一丸での取組の推進が必要である。このため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、各役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練により、課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

###### (2)所要の対応

###### 1-1.行動計画等の作成や体制整備・強化

①市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く<sup>28</sup>。(健康福祉部)

②市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務の実施に必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画(BCP)を作成・変更する。(健康福祉部、関係部局)

③市は、県が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部(任意設置を含む)を立ち上げられるよう体制を整備する。(健康福祉部、関係部局)

④市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。(健康福祉部、総務部、市民生活部)

###### 1-2.関係機関との連携の強化

①市は、国及び県や指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、政府行動計画や、県行動計画の内容を踏まえ、平時からの情報共有、連携体制の確認及び実践的な訓練を実施するよう努める。(健康福祉部、関係部局)

<sup>27</sup>特措法第8条第2項第1号(対策の総合的な推進に関する事項)及び第3号(対策を実施するための体制に関する事項)に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する

<sup>28</sup>特措法第8条第7項及び第8項

## 新見市新型インフルエンザ等対策本部(市対策本部) 実施体制

|                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対<br>策<br>本<br>部           | <p>本 部 長 : 市長</p> <p>副本部長 : 副市長</p> <p>本 部 員 : 教育長、総務部長、市民生活部長、健康福祉部長、産業部長、建設部長、教育部長、消防長、議会事務局長、大佐支局長、神郷支局長、哲多支局長、哲西支局長</p>                                                                                                                                                                                                          |
| 対<br>策<br>連<br>絡<br>会<br>議 | <p>会 長 : 総務課長</p> <p>副 会 長 : 健康医療課長</p> <p>構 成 員 : 秘書広報課長、政策推進課長、財政課長、情報政策課長、契約検査課長、市民課長、生活環境課長、廃棄物処理センター所長、交通対策課長、税務課長、福祉課長、高齢者支援課長、子育て支援課長、農業畜産振興課長、林業振興課長、産業振興課長、観光課長、移住定住推進課長、建設課長、都市整備課長、上水道課長、下水道課長、各支局地域振興課長、会計管理者、消防署長、消防本部総務課長、消防本部予防課長、消防本部警防課長、教育総務課長、新見市学校給食センター所長、学校教育課長、生涯学習課長、教育連携推進課長、議会事務局長、監査委員会事務局長、農業委員会事務局長</p> |

## 第2節 初動期

### (1)目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。このため、準備期における検討等に基づき、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### (2)所要の対応

#### 2-1.新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

国が国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握し、発生動向等に関する情報収集・分析により行ったリスク評価の結果等について、市が情報提供を受けた場合には、必要に応じて、市対策本部を設置するとともに、関係部局や関係機関と情報共有を行う。(健康福祉部、総務部)

#### 2-2.新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

①WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表(国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態宣言等)する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、国は、直ちに関係部局や関係省庁等間での情報共有を行うこととしている。

また、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその

旨を公表する<sup>29</sup>こととしている。

り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は閣議にかけて、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、公示する<sup>30</sup>こととしており、その後、県は、直ちに県対策本部を設置<sup>31</sup>することとしている。

市は、必要に応じて、市対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。(健康福祉部、関係部局)

②国が決定した基本的対処方針を受け、市は対応を開始する。

③市は、必要に応じて、第1節(準備期)1-1 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(健康福祉部、全部局)

## 2-3.迅速な対策の実施に必要な予算の確保

国は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施することとしている。

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援<sup>32</sup>を有効に活用することについて検討し、必要に応じて、対策に要する経費について地方債の発行<sup>33</sup>を検討し、所要の準備を行う。(健康福祉部、総務部)

## 第3節 対応期

### (1)目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能にすることが重要である。感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

---

<sup>29</sup>感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項及び第44条の10第1項

<sup>30</sup>特措法第15条

<sup>31</sup>特措法第22条第1項

<sup>32</sup>特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>33</sup>特措法第70条の2第1項。新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能

## (2)所要の対応

### 3-1.基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

#### 3-1-1.職員の派遣・応援への対応

①市は、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、県を通じて国に対し、職員の派遣を要請する。(健康福祉部、総務部)

②市は、新型インフルエンザ等のまん延により全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行<sup>34</sup>を要請する。(総務部)

③市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める<sup>35</sup>。(総務部)

#### 3-1-2.必要な財政上の措置

国は、新型インフルエンザ等対策の実施に要する費用に対して、必要な財政上の措置を講ずる<sup>36</sup>こととしており、市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>37</sup>し、必要な対策を実施する。(総務部)

### 3-2.緊急事態措置の検討等について

#### 3-2-1. 緊急事態宣言の手続

緊急事態宣言は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

①市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する<sup>38</sup>。

また、市は、当該区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>39</sup>。(健康福祉部、関係部局)

---

<sup>34</sup>特措法第26条の2第1項

<sup>35</sup>特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>36</sup>特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

<sup>37</sup>第70条の2第1項。なお、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能

<sup>38</sup>特措法第34条第1項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は、特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である

<sup>39</sup>特措法第36条第1項

### 3-3.特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

#### 3-3-1.市対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴き、政府対策本部を廃止することとしており、市は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する<sup>40</sup>。(健康福祉部、全部局)

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション<sup>41</sup>

### 第1節 準備期

#### (1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、県や他市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、国、県及び市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活用する方法等について整理する。

#### (2)所要の対応

##### 1-1.新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

市は、以下の取組等を通じ、国、県及び市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(健康福祉部、総務部、教育部)

<sup>40</sup>特措法第37条の規定に読み替えて準用する特措法第25条

<sup>41</sup>特措法第8条第2項第2号イ(新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供)に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する



#### 1-1-1.情報提供・共有について

市は、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動及び対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う<sup>42</sup>。(健康福祉部、関係部局)

#### 1-2.新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

##### 1-2-1.迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

①市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等への情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。(健康福祉部、関係部局)

##### 1-2-2.双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

①国は、新型インフルエンザ等発生時に、国民等からの相談に応じるため、コールセンター等を設置することとしている。また、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等のモニタリングを含め、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等を整理し、必要な体制を整備することとしている。

②市は、県と連携し、市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、有効な情報源として認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、国からの要請を受けて、市民等からの相談に応じるためのコールセンター等設置をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。(健康福祉部、総務部、教育部、関係部局)

---

<sup>42</sup>特措法第13条第1項

## 第2節 初動期

### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生又はその疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等の状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消に努める。

### (2)所要の対応

市は、国や県から提供された新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

#### 2-1.情報提供・共有について

市は、国、県及び他の市町村等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行うため、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民等に対して必要な情報提供・共有とともに市民等からの相談受付等を実施する。  
(健康福祉部、教育部)

#### 2-2.双方向のコミュニケーションの実施

①国は、コールセンター等を設置するとともに、ホームページ掲載用や都道府県及び市町村向けの Q&A 等を作成し、県及び市町村に対し配布することとしている。

②市は、国及び県からの要請を受け、コールセンター等を設置する。(健康福祉部)

③市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、コールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(健康福祉部)

### 第3節 対応期

#### (1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

#### (2)所要の対応

市は、国や県等から提供された、感染拡大防止措置等の対策等について、市内の関係機関を含む市民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

#### 3-1.基本的方針

##### 3-1-1.情報提供・共有について

①市は、第2節(初動期)2-1 の対応を継続する。(健康福祉部、関係部局)

##### 3-1-2.双方向のコミュニケーションの実施

①国は、ホームページ掲載用や都道府県及び市町村向けのQ&A等を改定するとともに、コールセンター等の体制を強化することとしている。

②市は、県と連携し、国がオンライン等で配布した改定版のQ&Aを活用するとともに、コールセンター等を継続して設置する。(健康福祉部)

### 第3章 まん延防止<sup>43</sup>

#### 第1節 準備期

##### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

---

<sup>43</sup>特措法第8条第2項第2号ロ(新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項)に対応する市町村記載事項

## (2)所要の対応

### 1-1.対策の実施に係る参考指標等の検討

国は、有事にまん延防止対策を機動的に実施し、又は柔軟に対策を切り替えていくため、対策の実施等に当たり参考とするべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等を整理することとしている。

### 1-2.新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進

①市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康福祉部、総務部)

②市は県と連携して、まん延防止等重点措置、新型インフルエンザ等緊急事態<sup>44</sup>における緊急事態措置の実施による個人や事業者に対するまん延防止対策への理解促進を図る。(健康福祉部)

## 第2節 初動期

### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

## (2)所要の対応

### 2-1.まん延防止対策の準備

市は、国からの要請を受けて市内におけるまん延に備え、業務継続計画(BCP)に基づく対応の準備を行う。(健康福祉部、関係部局)

## 第3節 対応期

### (1)目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。

<sup>44</sup>特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう

## (2)所要の対応

### 3-1.まん延防止対策

市は、国等による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状、変異の状況、感染状況及び市民の免疫の獲得の状況等に応じた適切なまん延防止対策を講ずる。なお、まん延防止対策を講ずるに際しては、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。(健康福祉部、関係部局)

#### 3-1-1.感染対策に係る勧奨等

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。(健康福祉部、関係部局)

### 3-2.時期に応じたまん延防止対策の実施

市は、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護するため、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。(健康福祉部、関係部局)

### 3-3.まん延防止等措置

市は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、まん延防止等重点措置の実施を県に対して要請するか検討する。医療提供体制の状況等により、必要と認められる場合には、当該状況にあることを市民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。(健康福祉部)

## 第4章 ワクチン<sup>45</sup>

### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。

---

<sup>45</sup>特措法第8条第2項第2号ロ(住民に対する予防接種の実施)に対応する市町村記載事項。住民への予防接種の実施の方法(実施場所・協力医療機関等)を記載する

## (2)所要の対応

### 1-1.ワクチンの接種に必要な資材

市は、表1を参考に、接種を実施する場合に速やかに資材を確保するため、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行う。(健康福祉部、総務部)

表1 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

| 【準備品】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 【医師・看護師用物品】                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿<br><input type="checkbox"/> トレイ<br><input type="checkbox"/> 体温計<br><input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器<br><input type="checkbox"/> 手指消毒剤<br><input type="checkbox"/> 救急用品<br>接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。<br>・血圧計等<br>・静脈路確保用品<br>・輸血セット<br>・生理食塩水<br>・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 | <input type="checkbox"/> マスク<br><input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L)<br><input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子<br><input type="checkbox"/> 膿盆<br><input type="checkbox"/> 聴診器<br><input type="checkbox"/> ペンライト                                          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 【文房具類】                                                                                                                                                                                                                                               |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒)<br><input type="checkbox"/> 日付印<br><input type="checkbox"/> スタンプ台<br><input type="checkbox"/> はさみ                                                                                                                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 【会場設営物品】                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <input type="checkbox"/> 机<br><input type="checkbox"/> 椅子<br><input type="checkbox"/> スクリーン<br><input type="checkbox"/> 延長コード<br><input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤<br><input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫<br><input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 |

### 1-2.ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たり、随時事業所を把握するほか、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(健康福祉部)

### 1-3.接種体制の構築

#### 1-3-1.接種体制

国が整理する、接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等に基づいて、市は、県と連携し、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(健康福祉部)

#### 1-3-2.特定接種<sup>46</sup>

①市は、県と連携し、国が定める基準に該当する登録事業者の登録業務に協力する。(健康福祉部)

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する地方公共団体を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、市は、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、国からの要請を踏まえ、接種体制を構築する。(関係部局)

#### 1-3-3. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めることとしている。住民接種の接種順位については、国民の生命及び健康に及ぼす影響並びに国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮することとしており、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方があることから、国が事前に整理する住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を踏まえ、市は、県と連携し、迅速な予防接種等を実現するため、平時から以下(ア)から(ウ)までの準備を行う。

---

<sup>46</sup>特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するために行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの(以下「登録事業者」という)のうちこれらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る)②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である

(ア)市は、国又は県等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>47</sup>。

次の事項について医師会と連携のうえ、検討を行うとともに、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう検討する。(健康福祉部)

- I 接種対象者数(表2参照)
- II 人員体制の確保
- III 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者の確保
- IV 接種場所の確保(医療機関、保健所、保健センター、学校等)及び運営方法の策定
- V 接種に必要な資材の確保
- VI 国、県、市町村間及び医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- VII 接種に関する市民等への周知方法

表 2 接種対象者の試算方法の考え方【仮で、R8.1.30 の人口を記入しています】

|               | 住民接種対象者数 |    | 試算方法・備考(R8. 3月時点)                |
|---------------|----------|----|----------------------------------|
| 総人口           | 25,148 人 | A  |                                  |
| 基礎疾患のある者      | 1,760 人  | B  | 対象地域人口の 7%                       |
| 妊婦            | 80 人     | C  | 母子健康手帳届出者                        |
| 幼児            | 508 人    | D  | 人口統計(1 歳以上～6 歳未満)                |
| 乳児            | 82 人     | E1 | 人口統計(1 歳未満)                      |
| 乳児保護者※        | 164 人    | E2 | 人口統計(1歳未満)×2 乳児の両親として、対象人口の2倍に相当 |
| 小学生・中学生・高校生相当 | 2,017 人  | F  | 人口統計(6 歳以上～18 歳未満)               |
| 高齢者           | 11,197 人 | G  | 人口統計(65 歳以上)                     |
| 成人            | 9,340 人  | H  | $A-(B+C+D+E1+E2+F+G)$            |

※乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象として試算する。

(イ)市は、県と連携し、円滑な接種の実施のため、国の構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(健康福祉部)

(ウ)市は、県と連携し、市民が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考に準備を進める。(健康福祉部、関係部局)

<sup>47</sup>予防接種法第6条第3項



#### 1-4.情報提供・共有

市は、定期の予防接種について、被接種者等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & Aの提供など、双方向的な取組を進める。(健康福祉部)

### 第2節 初動期

#### (1)目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。

#### (2)所要の対応

##### 2-1.接種体制

###### 2-1-1.接種体制の準備

市は、国が特定接種又は住民接種の実施を見据えて整理した、接種の優先順位の考え方をもとに、接種体制等の必要な準備を行う。(健康福祉部)

###### 2-1-2.早期の情報収集

市は、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を国及び県から収集する。(健康福祉部)

##### 2-2.接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

また、効率的な接種の観点から、県が広域的な接種の実施体制の構築について、検討及び調整を行う場合、円滑な接種に向けた必要な協力を行う。(健康福祉部)

###### 2-2-1. 特定接種

市は、医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(健康福祉部)

###### 2-2-2.住民接種

①市は、接種を速やかに開始できるよう、接種の勧奨方法や予防の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

②市は、県、医師会、医療機関、健診機関、近隣市町村等と接種を実施する医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種を実施する医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所・保健センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用

し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議する。

③市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市町村又は都道府県の介護保険部局等、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。

④市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、運営要員の確保を進めるとともに、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

なお、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合、医療法に基づく診療所開設の許可等を受ける。

⑤市は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者が接種会場に赴かないよう広報等を行い注意喚起する。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、医療機関及び接種者に対し、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

⑥接種会場での救急対応について、市は、被接種者にアナフィラキシーショック等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処理用品について表1を参考に準備を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、会場内の従事者について、役割を確認するとともに、県、医師会等の地域の医療機関や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、適切な連携体制を確保する。

⑦市は、接種会場における感染性廃棄物の処理のため、廃棄物処理業者の選定を進める。

⑧接種会場における感染予防の観点から、接種経路の設定に当たって、市は、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保するとともに、要配慮者への対応が可能なように準備を行う。(健康福祉部、関係部局)

## 2-3. ワクチンの接種に必要な資材

市は、表1に記載する資材について、適切に確保する。(健康福祉部、関係部局)

## 第3節 対応期

### (1) 目的

構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。

また、実際の医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

## (2)所要の対応

### 3-1.ワクチン及び必要な資材の供給

①市は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。(健康福祉部)

②市は、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じ国からの要請を受けた場合、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握したうえで、地域間の融通等を行う。(健康福祉部)

### 3-2.接種体制

①市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康福祉部)

②国は、新型インフルエンザ等の流行株が変異した場合に、追加接種の必要がないか速やかに抗原性の評価等を行い、検討することとしている。追加接種を行う場合においても、市は、混乱なく円滑に接種が進められるように県、医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。(健康福祉部)

#### 3-2-1.特定接種

##### 3-2-1-1.特定接種の実施

国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種の実施を決定する<sup>48</sup>こととしている。(健康福祉部)

##### 3-2-1-2.地方公務員に対する特定接種の実施

市は、国が定める特定接種の具体的運用に基づき、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉部、関係部局)

#### 3-2-2.住民接種

##### 3-2-2-1.住民接種の接種順位の決定

国は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、市民への接種順位を決定することとしている。

---

<sup>48</sup>特措法第28条

#### 3-2-2-2.予防接種の準備

市は、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。(健康福祉部)

#### 3-2-2-3.予防接種体制の構築

①市は、全市民が速やかに接種を受けられるよう、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康福祉部)

②市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。(健康福祉部)

#### 3-2-2-4.予防接種の実施

市は、予約受付体制を構築するとともに、接種を開始する。(健康福祉部)

#### 3-2-2-5. 接種に関する情報提供・共有

市は、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

#### 3-2-2-6.接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて所管する施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県や市町村の介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(健康福祉部)

#### 3-2-2-7.接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康福祉部)

#### 3-3.副反応疑い報告等

##### 3-3-1.予防接種データベースへの登録

市は、県と連携し、国が行う予防接種の有効性及び安全性に関する調査研究に資するため、国が整備した情報連携基盤に予防接種の接種記録等を登録する。(健康福祉部)

#### 3-4.情報提供・共有

①国は、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケー

ションを行うとともに、国民等が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的に正確でない受け取られ方がなされ得る情報への対応を行うこととしている。

②市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国及び県が情報提供・共有する予防接種に係る情報や、接種に係る差別等の防止について市民への周知・共有を行う。（健康福祉部、関係部局）

③市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など必要な情報提供を検討する。（健康福祉部）

④パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。（健康福祉部、総務部、教育部）

## 第5章 保健

### 第1節 準備期

#### (1)目的

県及び保健所設置市は、感染症サーベイランス等により、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所や県環境保健センターがその機能を果たせる体制を整備することとしている。

#### (2)所要の対応

##### 1-1.人材の確保

①国は、都道府県の区域を越えた応援職員の派遣<sup>49</sup>の仕組みを全国知事会等とも協力しながら整備することとしており、県は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、県からの人材の送出し及び国、他都道府県、市町村等からの受入れ等に関する体制を構築することとしている。

②県及び保健所設置市は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、他部署からの応援職員、IHEAT要員、市町村からの応援派遣等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保することとしている。

<sup>49</sup>感染症法第44条の5（第44条の8で準用する場合を含む）及び第51条の4

## 1-2.保健所等の体制

県及び保健所設置市、保健所、家畜保健衛生所は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出<sup>50</sup>又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備することとしている。

## 第2節 初動期

### (1)目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要であり、県及び保健所設置市が定める予防計画並びに保健所及び県環境保健センターが定める健康危機対処計画等に基づき、保健所及び県環境保健センターが、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにすることとしている。

### (2)所要の対応

#### 2-1.有事体制への移行準備

①県及び保健所設置市は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制及び県環境保健センターの有事の検査体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに検査体制を立ち上げる。また、他部署からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請等の交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進めることとしている。

## 第3節 対応期

### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、県及び保健所設置市が定める予防計画並びに保健所及び県環境保健センターが定める健康危機対処計画や準備期に整理した地方公共団体、医療機関等の関係機関及び医師会等の専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所及び県環境保健センターが、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、県民の生命及び健康を保護することとしている。

---

<sup>50</sup>感染症法第13条第1項及び家畜伝染病予防法第13条第1項

## (2)所要の対応

### 3-1.主な対応業務の実施

#### 3-1-1.健康観察及び生活支援

①県及び保健所設置市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等や濃厚接触者に対して、外出自粛要請<sup>51</sup>や就業制限<sup>52</sup>を行うとともに、外部委託や市町村の協力を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行うこととしており、市は、県が実施する健康観察に協力する。(健康福祉部)

②市は、県からの当該患者や濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する<sup>53</sup>。(健康福祉部)

## 第6章 物資<sup>54</sup>

### 第1節 準備期

#### (1)目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。このため、国、県、市町村及び指定(地方)公共機関は、感染症対策物資等の備蓄の推進等<sup>55</sup>の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

---

<sup>51</sup>感染症法第44条の3第1項及び第2項並びに第50条の2第1項及び第2項

<sup>52</sup>感染症法第18条第1項及び第2項(第44条の9の規定により準用する場合及び第53条の規定により適用する場合を含む)

<sup>53</sup>感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

<sup>54</sup>特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

<sup>55</sup>備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること

## (2)所要の対応

### 1-1.感染症対策物資等の備蓄等<sup>56</sup>

①市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>57</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 49 条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>58</sup>。(健康福祉部、総務部)

②消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。(消防本部)

## 第2節 初動期

### (1)目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

## (2)所要の対応

### 2-1.感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

県は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認することとしている<sup>59</sup>。

### 2-2.円滑な供給に向けた準備

①県は、国からの要請を受け、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保することとしている。(健康福祉部)

## 第3節 対応期

### (1)目的

初動期に引き続き、感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

---

<sup>56</sup>ワクチン接種資材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

<sup>57</sup>特措法第10条

<sup>58</sup>特措法第11条

<sup>59</sup>感染症法第36条の5



## (2)所要の対応

### 3-1.備蓄物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国や県、市町村、指定(地方)公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める<sup>60</sup>。(健康福祉部)

## 第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保<sup>61</sup>

### 第1節 準備期

#### (1)目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、県と連携し、自ら必要な準備を行うつつ、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

## (2)所要の対応

### 1-1.情報共有体制の整備

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、国民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、関係省庁間及び国と県との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備し、また、各省庁は所管する業の業界団体との間で、連絡の窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備することとしている。市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(健康福祉部)

### 1-2.支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報を届けることに留意する。(全部局)

---

<sup>60</sup>特措法第51条

<sup>61</sup>特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

### 1-3.物資及び資材の備蓄<sup>62</sup>

①市は、第6章第1節で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>63</sup>。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>64</sup>。（健康福祉部、総務部）

②市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。（健康福祉部）

### 1-4.生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国の要請に基づく県からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>65</sup>の生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（健康福祉部）

## 第2節 初動期

### (1)目的

県及び市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のために必要となる可能性のある感染対策等の準備を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

### (2)所要の対応

#### 2-1.法令等の弾力的な運用

国は、国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的運用について、周知を行うこととしている。また、その他新型インフルエンザ等の発生により、法令等への対応が困難となった制度につき、必要な対応策を速やかに検討し、所要の措置を講ずることとしている。

---

<sup>62</sup>ワクチン接種資機材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

<sup>63</sup>特措法第10条

<sup>64</sup>特措法第11条

<sup>65</sup>「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考)要配慮者への対応」を参照

## 2-2.遺体の火葬・安置

市は、国の要請に基づく県からの要請があった場合、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(市民生活部)

## 第3節 対応期

### (1)目的

県及び市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

### (2)所要の対応

#### 3-1.市民生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1.心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。(健康福祉部)

##### 3-1-2.生活支援を要する者への支援

市は、国の要請に基づく県からの要請に基づき、高齢者、障害者等の要配慮者<sup>67</sup>等に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。(健康福祉部)

##### 3-1-3.教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>68</sup>の他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(教育部)

---

<sup>67</sup>【保健に関するガイドライン】P21－23「(参考)要配慮者への対応」を参照

<sup>68</sup>特措法第45条第2項

#### 3-1-4.生活関連物資等の価格の安定等

①市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(産業部、関係部局)

②市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(産業部、関係部局)

③国は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討し、所要の措置を講ずることとしており、県は必要に応じて対応を行うこととしている。

④市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(産業部、関係部局)

⑤市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>69</sup>。(産業部、関係部局)

#### 3-1-5.埋葬・火葬の特例等

①市は、国の要請に基づく県からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。(市民生活部、健康福祉部)

②市は、国の要請に基づく県からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(市民生活部、健康福祉部)

③国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村以外の市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める<sup>70</sup>としており、市は、遺体の埋葬及び火葬について、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。(市民生活部、健康福祉部)

---

<sup>69</sup>特措法59条

<sup>70</sup>特措法第56条

### 3-2.社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-1.事業者に対する支援

市は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる<sup>71</sup>。(産業部、総務部、関係部局)

#### 3-2-2.市民生活及び地域民経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民の社会経済活動安定のため、以下の必要な措置を講じる。

##### ①安定した上下水道の供給

水道事業者である市は、水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講ずる<sup>72</sup>とし、まん延時も上下水道施設を適正に稼働させて機能を維持するため、市職員及び委託業者による運用体制を確立する。(建設部)

##### ②ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理が適正に行うことができる体制を確立する。(市民生活部)

---

<sup>71</sup>特措法第63条の2第1項

<sup>72</sup>特措法第52条及び第53条